

各論 7

持続可能な社会に向けたディーセント・ワークの実現

【社会対話の確立によるディーセント・ワークの推進】

1. すべての人のディーセント・ワークの実現に向け、まずはディーセント・ワークの概念のさらなる普及拡大をはかるため、地方連合会、構成組織およびGUFs（国際産業別労働組合組織）、NGOと協力し、ディーセント・ワーク世界行動デーをはじめとした取り組みを強化する。
2. ITUCをはじめとしたグローバルユニオン（注1）と連携し、G20・G8／G7 会合、ILO（国際労働機関）、OECD（経済協力開発機構）、WTO（世界貿易機関）、IMF（国際通貨基金）、WB（世界銀行）、ADB（アジア開発銀行）、APEC（アジア太平洋経済協力）、ASEM（アジア欧州会合）などの国際機関・政府間会合や経済統合の進む地域レベルの政府間会合における社会対話の確立・充実に取り組む。また、日本が議長国を務める2019年のG20については、G20首脳と労働組合との協議が実施されるよう取り組む。
3. アジア太平洋地域における建設的労使関係の構築を通じたディーセント・ワークの実現に貢献するため、ILOと連携をはかりつつ、ITUC-AP（ITUCアジア太平洋地域組織）の諸活動への積極的参加および支援を行う。
4. 「連合が優先的に批准を求めるILO条約」の批准に向けた取り組みを強化する。とりわけ、中核的労働基準8条約のうち未批准の第105号条約（強制労働の廃止）、第111号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）を早急に批准させるとともに、既批准6条約の完全適用に向けた取り組みを進める。また、公務員の労働基本権回復に向けて、ILOなどへの働きかけを強化する。
5. 経済連携協定については、中核的労働基準の遵守を推進するとともに、持続可能な経済発展を促し、国民の生活水準を向上させ、実質所得を引き上げるものとなるよう、当該国労働組合などと連携し、関係省庁への働きかけを強める。

【多国籍企業の責任ある企業行動履行促進に向けた取り組み】

6. 多国籍企業における労使協議のツールとして、「多国籍企業の社会的責任と国際ルール」にSDGsを追加し、改訂版を発行するとともに、「OECD多国籍企業行動指針」、ILO「多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」をはじめ、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、「ISO 26000（社会的責任に関する手引き）」など企業行動の国際ルールの組織内における理解促進や、経営側への普及・周知の取り組みを強化する。
7. 構成組織およびGUFsと連携し、日系多国籍企業およびそのサプライチェーンにおける建設的な労使関係の構築に向けた取り組みを進める。また、JILAF（（公

財) 国際労働財団) と連携し、二国間セミナーの開催など、アジア地域の日系多国籍企業における建設的な労使関係の構築と労使の対話による紛争回避に向けた取り組みを強化する。

8. 「OECD多国籍企業行動指針」の実効性と運用体制を強化するため、日本のナショナル・コンタクト・ポイント(NCP)(注2)への働きかけを強化するとともに、労働組合のネットワークを最大限に活用して問題の早期解決に努める。また、日本NCP委員会の実質的な機能強化を求めるなど、日系多国籍企業の建設的な労使関係構築に向けた政労使の連携を働きかける。
9. ITUCなどと連携し、2020年東京オリンピック・パラリンピックにおけるすべての物品・サービスの受注者(サプライヤーおよびライセンサー)およびそのサプライチェーンにおける中核的労働基準などの遵守を促進するとともに、企業の社会的責任についての社会全般の関心を高める。また、構成組織およびGUFsと連携し、国際枠組み協定(GFA/IFA)の締結を促進する。
10. 労使が建設的に話し合い、ディーセント・ワークが促進されるような実践的・具体的なプログラムの実施が求められている。まずはアジア太平洋において労使が建設的に話し合うための実践的な取り組みとして、労働組合主導による実践重視の労働安全衛生トレーニングなどが実施されるよう、JILAF((公財)国際労働財団)と連携し、連合としての役割をどう果たしていくか検討する。

【国連・持続可能な開発目標(SDGs)推進の取り組み】

11. 国連持続可能な開発目標(SDGs)(注3)に掲げられた諸課題の解決に向けて、政府の開催するステークホルダーの円卓会議への積極的参加と発言、「NGO-労働組合国際協働フォーラム」および「児童労働ネットワーク」の活動の一層の充実や、メーデーにおける周知活動、シンポジウムの開催などNGOと連携・協働した取り組み、民間部門としての貢献についての労使の話し合い、ITUC-TUDCN(労働開発協力ネットワーク)と連携した開発協力についての政府や国際機関への働きかけなどを行う。
12. ODAにおける労働分野とりわけ人材面に着目した開発協力を推進するため、政府に対してJILAF((公財)国際労働財団)とのさらなる協力を働きかける。

【人権・労働組合権・民主主義の擁護・確立】

13. 世界各国における人権、労働組合権の擁護に向けて、十分な事前の連携を前提に、ITUCをはじめとしたグローバルユニオンなどのキャンペーンに参画する。とりわけ、アジア太平洋地域における問題の解決に責任を果たすため、ITUC-APや各ナショナルセンターと連携して取り組みを進める。これまで重点的に取り組んできたミャンマーの民主化については、引き続き民主的な労働運動の構築に向けた取り組みを進める。

【グローバルユニオンや各国労組と連帯した運動の推進】

14. 国境を越えた様々な事案への対応や共通課題の克服や、建設的労使関係についての理解を広めていくために、世界各国の労組や内外のグローバルユニオンとの連携を強化する。また、必要に応じて各地域の主要国や近隣諸国の労組と二国間協議や交流を行う。

【人材育成の強化】

15. 連合、構成組織、単組、G U F s 日本協議会などの国際関係の人材育成策を検討し、随時推進する。

【連合島根独自の取り組み】

16. 経済のグローバル化が急速に進展する中、県内産業の現状を踏まえ、企業の海外進出の現状や国際労働問題に対する理解を深める目的で、他団体との協働も視野に入れ、国際交流および海外視察事業の実施を検討する。

(注 1) グローバルユニオン：I T U C、T U A C および 9 つの G U F s の総称。

(注 2) ナショナル・コンタクト・ポイント：「O E C D 多国籍企業行動指針」の適用促進、照会、問題の解決を担当する各国連絡窓口。日本では、外務省、厚生労働省、経済産業省の 3 省構成となっている。

(注 3) 国連持続可能な開発目標（S D G s）：2015 年 9 月の国連サミットで採択された、2016 年以降 2030 年までの開発目標。「すべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークの促進」（目標 8）をはじめとした 17 の目標、169 のターゲットで構成。